

資 料 集

弁護士報酬説明書・委任契約書

民事事件等の報酬計算書

東京弁護士会報酬会規による

1. 依頼事件名

2. 依頼事件の区分

- 示談交渉 調停 訴訟（一審 捜訴審 上告審） 手形訴訟 保全
民事執行 審判 離婚 非訟 その他（
)

3. 報酬等の区分

- 着手金 報酬金 実費 日当

4. 算出方法

- 経済的利益の額を算定基準とする場合 経済的利益の額を算定基準としない場合

(1) 事件等の対象の経済的利益の額

- 算定可能 算定不能

金	万円
---	----

(備考))
------	---

離婚事件

(財産的給付を伴わない場合)

境界に関する事件その他

(2) 計算式（報酬会規上の標準金額）

報酬会規上の標準金額

A 4.(1)の % + 万円 = 万円	B 金 万円～金 万円
----------------------	-------------

上記4. によるA及びBの合計標準金額	金	円
---------------------	---	---

5. 増減額事由の有無（有 無）

(増減額事由がある場合の理由)

6. あなたにお支払いいただく弁護士報酬（着手金 報酬金）の額

金	円	金	円
		(消費税	円)
		(源泉所得税	円)

7. 事件処理に予想される実費・日当等の額

- 実費（
日当等（1日 半日）1回当たり
その他（
)))

金 円

金 円

(消費税 円)

金 円

8. あなたからの預り金

- 実費その他（その用途
))

<input type="checkbox"/> 日当（概算額 金 万円）	合 計 額 金	円
---------------------------------------	---------	---

9. 報酬金の額の予測（今回のお支払いが着手金の場合）

- あなたの言い分が全部認められた場合で、標準となる額は、金 円です。
その他（
))
 (処理結果等によっては予測額と異なることがあります)

資料集・説明書

平成 年 月 日

殿

弁護士報酬説明書 (民事事件用)

この説明書は、依頼事件に関して、貴殿に弁護士報酬についての概略を知っていただくために作成したものです。

- ・ 弁護士が、訴訟事件・調停事件・示談交渉事件などのように、その性質上委任事務処理の結果に成功不成功がある事件等を受任したときには、着手金、報酬金、実費、日当等をお支払いいただくことになっております。
- ・ 着手金は、事件等を依頼したときに、その事件を進めるにあたっての委任事務処理の対価としてお支払いいただくものです。着手金は、審級ごとに支払っていただきます。
- ・ 報酬金は、事件等が終了したとき（勝訴判決・和解成立・調停成立・示談成立などの場合）に、成功の程度に応じて、委任事務処理の対価としてお支払いいただくものです。なお、民事事件を上級審まで引き続いて受任したときの報酬金は、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみをお支払いいただくこととなっています。
- ・ 実費は、収入印紙代・郵便切手代・賃写料、交通通信費、宿泊料などに充当するものです。その他に、保証金、保管金、供託金などに当てるためにお預かりする金額もあります。これらは、事件のご依頼時に概算額でお預かりするか、支出の都度にお支払いいただきます。
- ・ 日当は、弁護士がその仕事のために遠方に出張しなければならない場合にお支払いいただくものです。
- ・ 協議の上決定した弁護士の報酬については、お預かりしている金銭（仮差押・仮処分保証金、供託金、相手方からの支払金など）と相殺させていただく場合もありますのでご了承ください。

弁護士名

弁護士報酬をお振り込みいただく場合には、下記にお願い申し上げます。

金融機関名	銀行・信用金庫
支 店 名	支店
口座の種類	預金
口 座 番 号	
口 座 名	

資料集・計算書

刑事事件の報酬計算書

東京弁護士会報酬会規による

1. 依頼事件名

2. 事件の種類による区分

事案簡明な事件 事案簡明でない事件 告訴・告発その他

3. 依頼段階による区分

捜査段階 第一审 控訴審 上告審 その他 ()

4. 付随手続

保釈 勾留執行停止 抗告 即時抗告 準抗告 特別抗告
 勾留理由開示 その他 ()

5. 報酬等の区分

着手金 報酬金 実費 日当

6. 報酬等算出の基礎

<input type="checkbox"/> 事案簡明な事件の報酬の標準金額	金	円
<input type="checkbox"/> 事案簡明でない事件の最低額	金	円
<input type="checkbox"/> 付随手続の報酬額(協議による額)	金	円
<input type="checkbox"/> その他の手続の報酬額(最低額・協議による額)	金	円

7. 増減額事由の有無(□有 □無)

(増減額事由がある場合の理由)

8. あなたにお支払いいただく弁護士報酬(□着手金 □報酬金)の額

金	円	円)
		(消費税
		(源泉所得税

9. 事件処理に予想される実費・日当等の額

<input type="checkbox"/> 実費()の合計額	金	円
<input type="checkbox"/> 日当等(□1日 □半日) 1回当たり	金	円
	(消費税	円)
<input type="checkbox"/> その他()	金	円

10. あなたからの預り金

<input type="checkbox"/> 実費その他(その用途)		円)
<input type="checkbox"/> 日当(概算額 金	万円)	
	合 計 額	金
		円)

11. 報酬金の額の予測(今回のお支払いが着手金の場合)

<input type="checkbox"/> 不起訴の場合(事案簡明)の標準金額	金	円~金
<input type="checkbox"/> " (その他) "	金	円以上
<input type="checkbox"/> 求略式命令の場合(事案簡明)標準金額	金	円~金
<input type="checkbox"/> " (その他) "	金	円以上
<input type="checkbox"/> 無罪の場合	金	円以上
<input type="checkbox"/> 執行猶予判決の場合(事案簡明)の標準金額	金	円~金
<input type="checkbox"/> " (その他) "	金	円以上
<input type="checkbox"/> 求刑された刑が輕減された場合では、輕減の程度による相当額		円
<input type="checkbox"/> その他()		円以上

(いずれの場合も、処理結果等によっては予想額と異なることがあります)

資料集・説明書

平成 年 月 日

殿

弁護士報酬説明書 (刑事事件用)

この説明書は、依頼事件に関して、貴殿に弁護士報酬についての概略を知っていただくために作成したものです。

- ・ 弁護士が、刑事案件（捜査事件・公判事件など）のように、その性質上委任事務処理の結果に成功不成功がある事件等を受任したときには、着手金、報酬金、実費、日当等をお支払いいただくことになります。
- ・ 着手金は、事件を依頼したときに、その事件を進めるにあたっての委任事務処理の対価としてお支払いいただくものです。
- ・ 報酬金は、事件等が終了したとき（結果が、不起訴処分、無罪判決、執行猶予付き判決、刑の軽減判決などとなった場合）に委任事務処理の対価としてお支払いいただくものです。
- ・ 実費は、郵便切手代・賃写料・交通通信費、宿泊料などに充当するものです。その他に、保証金や被害弁償金などに当てるためにお預かりする金額もあります。これらは、事件のご依頼時に概算額でお預かりするか、支出の都度にお支払いいただきます。
- ・ 日当は、弁護士がその仕事のために遠方へ出張しなければならない場合にお支払いいただくものです。
- ・ 協議の上決定した弁護士の報酬については、お預かりしている金銭（保証金、被害弁償金の残金など）と相殺させていただく場合もありますのでご了承下さい。

弁護士名

弁護士報酬をお振り込みいただく場合には、下記にお願い申し上げます。

金融機関名	銀行・信用金庫
支店名	支店
口座の種類	預金
口座番号	
口座名	

資料集・計算書

少年事件の報酬計算書

東京弁護士会報酬会規による

1. 依頼事件名

2. 依頼段階による区分

送致前・送致後 抗告 再抗告 保護処分の取消

3. 報酬等の区分

着手金 報酬金 実費 日当

4. 報酬等算定の基礎

<input type="checkbox"/> 標準金額	金	円
<input type="checkbox"/> 最低金額	金	円

(非行事実なしに基づく審判不開始または不処分の報酬金の場合)

5. 増減額事由の有無 (有 無)

(増額要素)

家庭裁判所送致以前の受任であるため

特殊または複雑な事件のため (環境調整に要する手数の繁閑、身柄付き監護措置の有無、試験観察の有無等)

重大事件であるため

非行事実の有無について争いがあるため

その他 ()

(減額要素)

同種事件を複数受任し、1件あたりの執務量が軽減されるため

家庭裁判所送致後に引き続き抗告審等を受任したため

顧問契約等の人的な関係によるため

その他 ()

6. あなたにお支払いいただく弁護士報酬 (着手金 報酬金) の額

金	円
(消費税	円)

7. 事件処理に予想される実費・日当等の額

実費 () の合計額 金 円

日当等・(1日 半日) 1回当たり 金 円

(消費税 円)

その他 () 金 円

8. あなたからの預り金

実費その他(その用途) ()

日当(概算額 金) 万円)

合 計 額 金 円

9. 報酬金の額の予測(今回のお支払いが着手金の場合)

非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分の場合 金 円以上

保護観察処分の場合の標準金額 金 円~金 円

その他 ()

(いずれの場合も、処理結果等によっては予想額と異なることがあります)

資料集・説明書

平成 年 月 日

殿

弁護士報酬説明書 (少年事件用)

この説明書は、依頼事件に関して、貴殿に弁護士報酬についての概略を知っていただくために作成したものです。

- ・ 弁護士が、少年事件（家庭裁判所送致前の捜査事件・送致後の審判事件・抗告事件など）のように、その性質上、委任事務処理の結果に成功不成功がある事件等を受任したときには、着手金、報酬金、実費、日当等をお支払いいただくことになっております。
- ・ 着手金は、事件を依頼したときに、その事件を進めるにあたっての委任事務処理の対価としてお支払いいただくものです。
- ・ 報酬金は、事件等が終了したとき（結果が、非行事実なしに基づく審判不開始または不処分、保護観察処分、少年院送致等の処分となった場合）に委任事務処理の対価としてお支払いいただくものです。
- ・ 実費は、郵便切手代・賃写料・交通通信費、宿泊料などに充当するものです。その他に、被害弁償金などに当てるためにお預かりする金額もあります。これらは、事件のご依頼時に概算額でお預かりするか、支出の都度にお支払いいただきます。
- ・ 日当は、弁護士がその仕事のために遠方へ出張しなければならない場合にお支払いいただくものです。
- ・ 協議の上決定した弁護士報酬については、お預かりしている金銭（被害弁償金の残金など）と相殺させていただく場合もありますのでご了承下さい。

弁護士名

弁護士報酬をお振り込みいただく場合には、下記にお願い申し上げます。

金融機関名	銀行・信用金庫
支店名	支店
口座の種類	預金
口座番号	
口座名	

資料集・計算書

手 料 計 算 書

東京弁護士会報酬会規による

1. 手数料の区分

1 裁判上の手数料の区分

- 証拠保全 即決和解（示談交渉の要否 要 否) 公示催告
倒産整理事件の債権届出 簡易な家事審判 その他()

2 裁判外の手数料の区分

- 法律関係調査 契約書類等の作成（定型 非定型)
内容証明郵便作成 遺言書の作成（定型 非定型)
遺言執行 会社設立等()
会社設立等以外の登記等（申請手続 交付手続) 株主総会等の指導
現物出資等証明 簡易な自動車賠償責任保険の請求
その他()

2. 手数料計算の基礎

その会規上の根拠ないし計算式

- 経済的利益の額を算定基準としない標準額による場合

金 円

- 経済的利益の額を算定基準とする計算式による場合

経済的利益の額(金 円)

計算式 % + 万円 = 万円
金 円

- 特殊または複雑な事情により協議による場合

金 円

3. 増減額事由の有無（有 無）

(増減額事由がある場合の理由)

4. あなたにお支払いいただく弁護士報酬（手数料）の額

金 円
(消費税 円)

5. 事件処理に予定される実費・日当等の額

- 実費() の合計額 金 円
 日当等（ 1日 半日）1回当たり 金 円
(消費税 円)
 その他() 金 円

6. あなたからの預り金

- 実費その他（その用途)
 日当（概算額 金 万円)
合 計 額 金 円

資料集・説明書

平成 年 月 日

殿

弁護士報酬説明書 (手数料用)

この説明書は、依頼事件に関して、貴殿に弁護士報酬についての概略を知っていただくために作成したものです。

- 手数料は、原則として一回程度の手続または委任事務処理で終了する事件等（事件および法律事務）について、委任事務処理の対価として、お支払いいただく弁護士報酬です。この場合、事情によっては、実費、日当等をお支払いいただくこともあります。
- 実費は、収入印紙代・郵便切手代・賃写料・交通通信費、宿泊料などに充当するもので、事件等のご依頼時に概算額でお預かりするか、支出の都度にお支払いいただきます。
- 日当は、弁護士がその仕事のために遠方へ出張しなければならない場合にお支払いいただくものです。
- 協議の上決定した弁護士報酬については、お預かりしている金銭（供託金、相手方等からの支払金など）と相殺させていただく場合もありますのでご了承下さい。

弁護士名

弁護士報酬をお振り込みいただく場合には、下記にお願い申し上げます。

金融機関名	銀行・信用金庫
支店名	支店
口座の種類	預金
口座番号	
口座名	

資料集・計算書

(民事事件用)

記

1 着手金の額

(1) 算出方法

経済的利益の額を算定基準とする場合（計算式による標準金額）

経済的利益の額 金 円
計算式 上記額の % + 万円 = 円 (A)

経済的利益の額を算定基準としない場合（会規上の標準金額）

金 円 (B)

(2) 上記(1)の (A) 及び (B) を合算する場合の標準金額

金 円

(3) 増減額事由の有無（□有 □無）

（有る場合の理由）

(4) お支払いいただく着手金の額

金 円

2 報酬金の額

報酬規定による

例えば、あなたの言い分が全部認められた場合の、標準となる額は、
金 円です。

その他 ()

3 実 費

訴訟費用（収入印紙代・郵券）

金 円

膳宿・通信・交通費・宿泊料等の実費

その都度請求する 預り金から受領する

4 日当等

出張日当として、 1日、 半日 当たり、金 円を、

その都度請求する 預り金から受領する

5 預り金（その用途

金 円

平成 年 月 日

依頼者（甲）

受任弁護士（乙）

資料集・委任契約書

(民事事件用)

委任契約書

依頼者 を甲とし、受任弁護士 を乙として、甲と乙とは次のとおり委任契約を締結する。

第1条 甲は乙に対し、次の事件等の処理を委任し、乙はこれを受任する。

1 事件等の表示

2 相手方

3 管轄裁判所等の表示

4 委任の範囲

示談交渉

調停

訴訟（第一審・控訴審・上告審）

非訟

手形訴訟

保全（仮差押・仮処分）

民事執行

異議申立・審査請求等

審判等

その他（ ）

第2条 乙は弁護士法に則り、誠実に委任事務の処理にあたるものとする。

第3条 甲は乙に対し、乙の所属する弁護士会の「弁護士の報酬に関する標準を示す規定」に則り、後記の着手金、報酬金、日当・実費等(預り金により処理する場合を除く)を次のとおり支払うものとする。

(1) 手着金は本契約締結のとき

(2) 日当・訴訟費用など委任事務処理に要する実費等は乙が請求したとき

(3) 報酬金は事件等の処理が終了したとき（成功の程度に応じて）

第4条 甲が着手金または委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、乙は事件等に着手せずまたはその処理を中止することができる。

第5条 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任または委任事務の継続不能により、中途で終了したときは、乙は、甲と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部もしくは一部を返還し、または弁護士報酬の全部もしくは一部を請求するものとする。

2. 前項において、委任契約の終了につき、乙のみに重大な責任があるときは、乙は受領済みの弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、乙は、甲と協議のうえ、その全部または一部を返還しないことができる。

3. 第1項において、委任契約の終了につき、乙に責任がないにもかかわらず、甲が乙の同意なく委任事務を終了させたとき、甲が故意または重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他甲に重大な責任があるときは、乙は、弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。

第6条 甲が第3条により乙に支払うべき金員を支払わないときは、乙は、甲に対する金銭債務（保証金、相手方より収受した金員等）と相殺または事件等に関して保管中の書類その他のものを甲に引き渡さないでおくことができる。

（特約条項）

資料集・計算書

(刑事事件用)

記

1 着手金の額

(1) 会規上の金額

- 事案簡明な事件（標準となる金額） 円
 事案簡明でない事件（最低額） 円以上

(2) 増減額事由の有無（□有 □無）

（有る場合の理由）

(3) お支払いいただく着手金の額

金 円

2 報酬金の額

報酬規定による

例えば、不起訴の場合、標準となる額は、□金 円もしくは
□金 円以上です。

また、執行猶予付き判決の場合、標準となる額は、金 円です。

その他（ ）

3 謄写・通信・交通費・宿泊料等の実費

その都度請求する 預り金から受領する

4 日当等

出張日当として、 1日、 半日 当たり、金 円を、
 その都度請求する 預り金から受領する

5 預り金（その用途

金 円)

平成 年 月 日

依頼者（甲）

受任弁護士（乙）

資料集・委任契約書

(刑事事件用)

委任契約書

依頼者 を甲とし、受任弁護士 を乙として、甲と乙とは次のとおり委任契約を締結する。

第1条 甲は乙に対し、次の事件等の処理を委任し、乙はこれを受任する。

- 1 被疑者・被告人名
- 2 事件の表示（□被疑事件 □被告事件）
- 3 管轄裁判所等の表示
- 4 委任の範囲
 - 捜査段階 □第一審
 - 控訴審 □上告審
 - 告訴・告発・その他（ ）
- 5 付随事件
 - 保釈 □勾留執行停止 □抗告 □即時抗告 □準抗告
 - 特別抗告 □勾留理由開示 □その他（ ）

第2条 乙は弁護士法に則り、誠実に委任事務の処理にあたるものとする。

第3条 甲は乙に対し、乙の所属する弁護士会の「弁護士の報酬に関する標準を示す規定」に則り、後記の着手金、報酬金、日当・実費等（預り金により処理する場合を除く）を次のとおり支払うものとする。

- (1) 手取金は本契約締結のとき
- (2) 日当・委任事務処理に要する実費等は乙が請求したとき
- (3) 報酬金は事件等の処理が終了したとき（成功の程度に応じて）

第4条 甲が着手金または委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、乙は事件等に着手せずまたはその処理を中止することができる。

第5条 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任または委任事務の継続不能により、中途で終了したときは、乙は、甲と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部もしくは一部を返還し、または弁護士報酬の全部もしくは一部を請求するものとする。

2. 前項において、委任契約の終了につき、乙のみに重大な責任があるときは、乙は受領済みの弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、乙は、甲と協議のうえ、その全部または一部を返還しないことができる。
3. 第1項において、委任契約の終了につき、乙に責任がないにもかかわらず、甲が乙の同意なく委任事務を終了させたとき、甲が故意または重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他甲に重大な責任があるときは、乙は、弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。

第6条 甲が第3条により乙に支払うべき金員を支払わないときは、乙は、甲に対する金銭債務（保釈保証金、相手方より収受した金員等）と相殺しまたは事件等に関して保管中の書類その他のものを甲に引き渡さないでおくことができる。

（特約条項）

資料集・計算書

(少年事件用)

記

1 着手金の額

(1) 少年事件の内容

- 家庭裁判所送致前・送致後（標準となる額） 金 円
 抗告、再抗告および保護処分の取消（標準となる額） 金 円

(2) 増減額事由の有無（有 無）

(増額要素)

- 家庭裁判所送致以前の受任あるため
 特殊または複雑な事件のため（環境調整に要する手数の繁閑、身柄付き監護措置の有無、試験観察の有無等）
 重大事件であるため
 非行事実の有無について争いがあるため
 その他（ ）

(減額要素)

- 同種事件を複数受任し、一件あたりの執務量が軽減されるため
 家庭裁判所送致後に引き続き抗告審等を受任したため
 顧問契約等の人的な関係によるため
 その他（ ）

(3) お支払いいただく着手金の額

金 円

2 報酬金の額

報酬会規による

例えば、非行事実なしに基づく審判不開始または不処分の場合、標準となる額は、金 円以上です。

また、保護観察の場合、標準となる額は、金 円です。

その他（ ）

3 謄写・通信・交通費・宿泊料等の実費

その都度請求する 預り金から受領する。

4 日当等

出張日当として、 1日、 半日 当たり、金 円を、

その都度請求する 預り金から受領する

5 預り金（その用途

）
金 円

平成 年 月 日

依頼者（甲）

受任弁護士（乙）

資料集・委任契約書

(少年事件用)

委任契約書

依頼者 を甲とし、受任弁護士 を乙として、甲と乙とは次のとおり委任契約を締結する。

第1条 甲は乙に対し、次の事件等の処理を委任し、乙はこれを受任する。

- 1 少年名
- 2 事件の表示（□送致前 □送致後）
- 3 管轄裁判所等の表示
- 4 委任の範囲
 - 家庭裁判所送致前（捜査段階）・送致後
 - 抗告審
 - 再抗告審
 - 保護処分の取消
 - その他

第2条 乙は弁護士法に則り、誠実に委任事務の処理にあたるものとする。

第3条 甲は乙に対し、乙の所属する弁護士会の「弁護士の報酬に関する標準を示す規定」に則り、後記の着手金、報酬金、日当・実費等（預り金により処理する場合を除く）を次のとおり支払うものとする。

- (1) 手取金は本契約締結のとき
- (2) 日当・委任事務処理に要する実費等は乙が請求したとき
- (3) 報酬金は事件等の処理が終了したとき（成功の程度に応じて）

第4条 甲が着手金または委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、乙は事件等に着手せずまたはその処理を中止することができる。

第5条 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任または委任事務の継続不能により、中途で終了したときは、乙は、甲と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部もしくは一部を返還し、または弁護士報酬の全部もしくは一部を請求するものとする。

2. 前項において、委任契約の終了につき、乙のみに重大な責任があるときは、乙は受領済みの弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、乙は、甲と協議のうえ、その全部または一部を返還しないことができる。
3. 第1項において、委任契約の終了につき、乙に責任がないにもかかわらず、甲が乙の同意なく委任事務を終了させたとき、甲が故意または重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他甲に重大な責任があるときは、乙は、弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。

第6条 甲が第3条により乙に支払うべき金員を支払わないときは、乙は、甲に対する金銭債務（相手方より収受した金員等）と相殺しましたは事件等に関して保管中の書類その他のものを甲に引き渡さないでおくことができる。

（特約条項）

資料集・計算書

(手数料用)

記

1 手数料の額

(1) 経済的利益の額を算定基準とする場合 (計算式による標準金額)

経済的利益の額	金	円
---------	---	---

計算式	% +	万円 =	万円
(会規上の標準となる額)			万円)

(2) 経済的利益の額を算定基準としない場合 (会規上の標準金額)

金	円
---	---

(3) 増減額事由の有無 (□有 □無)

(有る場合の理由)

(4) お支払いいただく手数料の額

金	円
---	---

2 通信費・交通費・宿泊料等の実費

その都度請求する 預り金から受領する

3 日当等

出張日当として、 1日、 半日 当たり、金
 その都度請求する 預り金から受領する 円を、

4 預り金 (その用途

金	円
---	---

平成 年 月 日

依頼者(甲)

受任弁護士(乙)

資料集・委任契約書

(手数料用)

委任契約書

依頼者 を甲とし、受任弁護士 を乙として、甲と乙とは次のとおり委任契約を締結する。

第1条 甲は乙に対し、次の事務の処理を委任し、乙はこれを受任する。

1 裁判上の手数料事務

- 証拠保全 即決和解（示談交渉の要否・要 否） 公示催告
倒産整理事件の債権届出 簡易な家事審判 その他（ ）

2 裁判外の手数料事務

- 法律関係調査 契約書類等の作成（定型 非定型）
内容証明郵便の作成
遺言書の作成（定型 非定型） 遺言執行 会社設立等
会社設立等以外の登記等（申請手続 交付手続） 株主総会の指導
現物出資等証明 簡易な自賠責保険請求
その他（ ）

第2条 乙は弁護士法に則り、誠実に委任事務の処理にあたるものとする。

第3条 甲は乙に対し、乙の所属する弁護士会の「弁護士の報酬に関する標準を示す規定」に則り、後記の手数料、日当・実費等（預り金により処理する場合を除く）を次のとおり支払うものとする。

(1) 手数料は甲乙協議により定める次のとき

- 受任時 委任事務処理終了時 その他（ ）

(2) 日当・委任事務処理に要する実費等は乙が請求したとき

第4条 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任または委任事務の継続不能により、中途で終了したときは、乙は、甲と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部もしくは一部を返還し、または弁護士報酬の全部もしくは一部を請求するものとする。

2. 前項において、委任契約の終了につき、乙のみに重大な責任があるときは、乙は受領済みの弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、乙は、甲と協議のうえ、その全部または一部を返還しないことができる。

3. 第1項において、委任契約の終了につき、乙に責任がないにもかかわらず、甲が乙の同意なく委任事務を終了させたとき、甲が故意または重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他甲に重大な責任があるときは、乙は、弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。

第5条 甲が第3条により乙に支払うべき金員を支払わないときは、乙は、甲に対する金銭債務（保証金、相手方より収受した金員等）と相殺しましたは事件等に関して保管中の書類その他のものを甲に引き渡さないでおくことができる。

(特約条項)